

平成30年3月1日 開会  
平成30年3月20日 閉会  
(定例第3回)

# 南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第19号

平成30年第3回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月15日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成30年3月1日

2. 場 所 南部町議会議場

---

○開会日に応招した議員

加 藤 学君	荊 尾 芳 之君
滝 山 克 己君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
景 山 浩君	細 田 元 教君
井 田 章 雄君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	秦 伊知郎君

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

平成30年 第3回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成30年3月1日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成30年3月1日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 議案第3号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第7 議案第4号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第5号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第6号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第7号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第8号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第9号 平成29年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第10号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正について
- 日程第15 議案第12号 南部町賀野地域交流拠点施設条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 南部町太陽光発電基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 南部町体育施設条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 南部町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 平成30年度南部町一般会計予算
- 日程第23 議案第20号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第24 議案第21号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 平成30年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 平成30年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成30年度南部町水道事業会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成30年度南部町病院事業会計予算
- 日程第33 議案第30号 平成30年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第34 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（特産センター野の花）
- 日程第35 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（めぐみの里）
- 日程第36 議案第33号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 議案第3号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第7 議案第4号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第5号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第7号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第8号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第10号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第11号 南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正について

- 日程第15 議案第12号 南部町賀野地域交流拠点施設条例の制定について  
日程第16 議案第13号 南部町太陽光発電基金条例の一部改正について  
日程第17 議案第14号 南部町国民健康保険条例の一部改正について  
日程第18 議案第15号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
日程第19 議案第16号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について  
日程第20 議案第17号 南部町体育施設条例の一部改正について  
日程第21 議案第18号 南部町上水道給水条例の一部改正について  
日程第22 議案第19号 平成30年度南部町一般会計予算  
日程第23 議案第20号 平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計予算  
日程第24 議案第21号 平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第25 議案第22号 平成30年度南部町墓苑事業特別会計予算  
日程第26 議案第23号 平成30年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算  
日程第27 議案第24号 平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計予算  
日程第28 議案第25号 平成30年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算  
日程第29 議案第26号 平成30年度南部町公共下水道事業特別会計予算  
日程第30 議案第27号 平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計予算  
日程第31 議案第28号 平成30年度南部町水道事業会計予算  
日程第32 議案第29号 平成30年度南部町病院事業会計予算  
日程第33 議案第30号 平成30年度南部町在宅生活支援事業会計予算  
日程第34 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（特産センター野の花）  
日程第35 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（めぐみの里）  
日程第36 議案第33号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

---

出席議員（14名）

1 番 加 藤 学君	2 番 荊 尾 芳 之君
3 番 滝 山 克 己君	4 番 長 束 博 信君
5 番 白 川 立 真君	6 番 三 鴨 義 文君
7 番 仲 田 司 朗君	8 番 板 井 隆君
9 番 景 山 浩君	10番 細 田 元 教君
11番 井 田 章 雄君	12番 亀 尾 共 三君

13番 眞壁容子君

14番 秦 伊知郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 岩田典弘君 書記 ..... 杉谷元宏君  
..... 書記 ..... 室 貴之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 陶山清孝君 副町長 ..... 松田 繁君  
教育長 ..... 永江多輝夫君 総務課長 ..... 唯 清 視君  
総務課課長補佐 ..... 藤原 宰君 企画監 ..... 中田達彦君  
企画政策課長 ..... 大塚 壮君 防災監 ..... 種 茂 美君  
税務課長 ..... 伊藤 真君 町民生活課長 ..... 山根修子君  
子育て支援課長 ..... 仲田磨理子君 教育次長 ..... 板持照明君  
総務・学校教育課長 ..... 見世直樹君 病院事務部長 ..... 中前三紀夫君  
健康福祉課長 ..... 糸田由起君 福祉事務所長 ..... 岡田光政君  
建設課長 ..... 田子勝利君 産業課長 ..... 芝田卓巳君  
監査委員 ..... 仲田和男君

---

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 3月定例会に際しまして、一言御挨拶をさせていただきます。

平成30年3月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2月9日から開催されました韓国平昌での冬季オリンピックでは、冬季オリンピック史上最多の92カ国と地域から約2,900人の選手が参加し、7競技102種目で熱戦が展開され、2月25日の閉会式で幕を閉じました。

日本選手団は、選手124人を含め総勢269人が参加し、金メダル4、銀メダル5、銅メダル4の、計13個のメダルを獲得いたしました。期間中は、日本選手団の活躍で大いに盛り上が

り、2020年東京夏季オリンピックに弾みをつけた大会となりました。

さて、日本列島はことしも大雪に見舞われ、特に福井県では記録的な大雪となり、国道8号線では最大約1,500台の車両が立ち往生するとともに、生活への影響が生じました。我が町でも毎日のように降る雪のため除雪作業、また気温が氷点下を下回る日が多く水道管の破裂等の被害により、住民の皆さんを初め、関係各位におかれましても大変だったと思います。

さて、本定例会は、平成30年度の町政の施政方針、今後の町政の根幹となる平成30年度当初予算を議決する極めて重要な議会であります。

諸議案の内容につきましては、後ほど町長のほうから説明がございます。町民の負託に応えるべく提出されます諸議案に対しまして慎重審議いただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

---

### 町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 3月定例議会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平成30年第3回南部町議会定例会を招集しましたところ、全議員に御出席いただき開催できますことを、心から御礼申し上げます。

さて、日本中が沸いた平昌オリンピックも終わり、いよいよきょうから3月を迎えました。今月末には南部町が最も輝く花笑う季節が参ろうとしています。ことしは例年に比べ冷え込みが一層厳しい冬でございました。水道が破損による断水や降雪による住民生活への影響が心配されましたが、町民の皆様の御協力と関係企業や職員の努力もあり、大きな被害に至らなかったことに安堵しておるところでございます。

後ほど、平成30年度の町政運営に挑む所信を申し上げますが、新年度予算は私が目指す5つの挑戦にとって二度目の予算編成となりました。なんぶ創生総合戦略も折り返しを過ぎ4年目を迎え、後半戦に入ろうとしています。次世代に誇れるなんぶ暮らしを創造するために全力を尽くしてまいり所存でございますので、どうかよろしく願いいたします。

12月議会以降の事件、事故について申し上げます。まず、冒頭触れました厳しい寒さに見舞われた1月、2月の降積実績について申し上げます。除雪稼働日数15日、建設会社8社、農業団体2組織、鳥取県委託と町建設課直営で、延べ899時間除雪作業に当たりました。最高積雪深は2月13日、大木屋で記録した114.3センチでした。

次に、水道管凍結漏水対策について申し上げます。1月12日から2月6日の間、強い寒気団が日本列島を覆い、町内でも凍結破損が多数発生しました。続く2月7日には、米子市内での観

測ですが、氷点下5.9度という厳しい冷え込みによって破損件数が急激に増大しました。この凍結破損の影響で配水池の水位が著しく低下したことから、2月8日から10日の3日間、シルバー人材センターから水道メーター検針員14名、町職員20名に協力いただき、町内2,686戸を巡回訪問し、漏水調査をいたしました。この間の宅内漏水件数は187件にも及びましたが、町内外の水道事業者の早急な対応もあり、2月15日には配水池の水位が回復したところで

す。

火災は、大みそかに起こりました雲光寺火災1件でございました。本堂焼失という大火災でしたが、南部町消防団、自衛消防団を初め、77名の団員が西部広域消防と連携をとり、住居や開山堂への類焼を食い止め、幸いにもけが人の発生もなく、被害を最小限にすることができました。これから暖かくなり、空気が乾燥する季節を迎えます。特に例年、お彼岸時期の火災が多数発生しています。町民の皆様には、火の取り扱いに十分注意いただきますようお願い申し上げます。

次に、人口動態について御報告いたします。12月1日から2月末の間に出生された方は12人、お亡くなりになった方は48人でした。御冥福をお祈りするとともに、誕生した子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。2月末現在の人口は1万1,064人でした。高齢化率35.08%、いよいよ35%を超えました。2月末現在の今年度出生者は54人でございました。

本年定例会におきましては、公共料金審議会からの答申をいただきました水道加入金の統一に向けた条例改正案を初め、平成29年度一般会計補正予算、平成30年度一般会計予算など31議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進にぜひ必要なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただきまして、御承認をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、開会の御挨拶とします。よろしくお願いたします。

---

#### 午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成30年第3回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、三鴨義文君、7番、仲田司朗君。



---

## 日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、20日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、20日間と決定いたしました。

---

## 日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

## 日程第4 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告をいたします。

最初に、西部町村議長会定期総会並びに連絡会であります。平成30年1月25日に西部町村会事務局にて開催されました。定期総会の議題として、1つ、平成29年度補正予算案、2つ目に、平成30年度事業計画案、3つ目に、平成30年度予算案、4つ目に、分担金の賦課徴収方法が提案されました。事業計画として、議長・副議長・事務局長合同会議は7月に日南町で、自治功労者表彰式並びに議員研修会は9月に江府町と決定いたしました。平成30年度の予算は、歳入歳出それぞれ452万3,000円と決定しました。負担金の賦課徴収方法については、各町村賦課額は総額の100分の15を平等割、100分の55を人口割、100分の30を議員定数割として計算した額とすることと決定しております。

次に、鳥取県西部広域行政管理組合議会ごみ処理施設等調査特別委員会であります。平成30年2月15日に米子市淀江支所で開催されました。議事案件は、県西部のごみ処理のあり方検討会の設置についてであります。可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、一般廃棄物最終処分場のあり方及び関連する事項の検討を行うため設置するものであります。なお、新たなごみ処理施設は、可燃ごみと不燃ごみの処理施設が平成44年稼働予定、最終処分場は平成41年度稼働が予定されています。委員会の会議録は、事務局に閲覧に付してあります。これまでの経過等、説明が事務局からなされていますのでごらんになってください。

次に、鳥取県町村議会議長会定期総会ではありますが、2月の16日にホテルモナーク鳥取を会場として開催されました。川上会長の挨拶の後、議事の審議に入り、会務報告がなされ、その後、議案として平成30年度事業計画案、平成30年度予算案、会費賦課徴収方法が提案されました。予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,625万5,000円が計上されています。全会一致で可決されています。その後、自治功労者表彰式がありましたが、南部町からの対象者はありませんでした。資料は事務局に閲覧に付してあります。

最後になりますが、鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会。これは2月の22日に開催されました。議案第2号、鳥取県西部広域行政管理組合消防手数料条例の一部改正、議案第3号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について、議案第4号、29年度一般会計補正予算、議案第5号、平成30年度の一般会計予算ですが、提案されました。議案第2号、3号は、提案後、総務消防常任委員会に付託、議案第4号、第5号は、全員で構成される予算委員会に付託され、審議の後、本会議においていずれも全会一致で可決されています。なお、30年度の当初予算は、総額56億6,522万2,000円とし、前年度対比で11.4%、金額では7億2,547万7,000円の減額予算となっています。資料は事務局に閲覧に付しておりますので、ごらんになっていただきますようによろしくお願いいたします。

次に、議員からの報告を受けます。

議会改革調査特別委員会委員長、板井隆君。

板井隆君。

○議会改革調査特別委員会委員長（板井 隆君） 議会改革調査特別委員会委員長の板井です。

昨年12月定例議会後に1回、1月29日に開催しました議会改革調査特別委員会について、報告をいたします。

このたびの特別委員会は、新年度に向けて事業と新しい取り組み、改革について協議をしました。最初に、昨年開催した「住民の声をきく会」については、新年度も引き続き開催することで決定し、開催時期としては6月終わりごろから7月の初旬に開催、そして開催場所は、会見、西伯地区2カ所での日程と開催を決定しております。

また、新規の計画として、高校生サークル、新青年団を対象に、議会が中心となって青年議会の開催に向けた活動を行うことで了承いただきました。

ほかの意見として、町民の方に対する議会アンケート、また委員会のテレビ中継、またタブレットを使った議会運営等、さまざまな提案もありましたが、順次協議を進めていくことで会を終了しております。

町民の皆様方に目と心を向いていただける議会を目指したいと思っております。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、複合施設建設調査特別委員会委員長、井田章雄君、よろしくお願いいたします。

井田章雄君。

○複合施設建設調査特別委員会委員長（井田 章雄君） 複合施設建設調査特別委員長、井田でございます。報告いたします。

平成29年12月15日に第3回、平成30年2月1日に第4回の複合施設建設調査特別委員会を開催いたしました。内容はいずれも、複合施設整備検討委員会の結果の説明を受け、その後、質疑を行ったところでございます。

さて、平成30年2月28日に第5回複合施設建設調査特別委員会を開催いたしました。この内容は、これまで4回説明を受けたものの要点を説明を受け、その後、企画政策課、教育委員会との意見交換をしたところでございます。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会の説明を細田元教君、よろしくお願いいたします。

細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 去る2月2日に湯梨浜町でありました後期高齢者広域連合議会の報告をさせていただきます。連合長の話の中から要旨で説明します。

平成29年度は、少子高齢社会への対応、世代間への負担均衡を図るために後期高齢者医療制度では、保険料軽減特例や高額療養費の自己負担限度額等が見直されました。これについてはもうちょっと詳しく言います。激減緩和措置などがとられましたが、制度の継続に向け被保険者の皆様には御理解をいただいたところであります。平成30年から第二期の保健事業実施計画を策定し、効率的かつ効果的に保健事業を推進するに当たり、市町村、鳥取県、国民健康保険団体連合会を初め、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等関係機関と連携、協力体制をつくり、健康の保持・増進など、今まで以上に取り組んでいきたいとっておられました。

後期高齢者医療制度が開始され、3月で丸10年となります。今後も市町村と関係機関と連携し、被保険者の皆さんの健康維持はもとより、制度の安定運営を図っていきたいと考えていますというのが連合長の言葉でございました。

それで、第1号から第6号ありまして、一括で説明させていただきます。

第1号議案、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議については、これは構成

団体である八頭環境施設組合が平成30年1月31日付で解散し、鳥取県行政不服審査会を脱退されることに伴い、規約の一部を変更することに関して協議を行うものです。

第2号議案、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、保険料の設定及び政令改正に伴い所要の整備を行うもので、平成30年度並びに平成31年度の保険料については、医療給付準備基金から約14億4,700万円を繰り入れし据え置くとともに、保険料の還付限度額の引き上げ、保険者均等割の軽減の対象を拡大するもので、さらに国民健康保険における住所地特例が後期高齢者医療制度の被保険者になった場合も住所地特例者として引き継ぐように改正するものです。施行は、30年4月1日からとしますということで、これが今回の議会で一番大事なポイントでございました。

これをもうちょっと詳しく言いますと、平成30年から31年、2年間の保険料の制定を行うものなんです。改正の内容は、二方式でございまして、国民保険は四方式でございまして、後期高齢者では二方式、所得割と均等割でございまして。今、最初に言いましたように準備基金から14億4,700万を入れて、要は税率は変わらない、変えないということになりました。所得割は100分の8.07、これも前年度と変わりません。均等割も額が4万2,480円と一緒でございまして。それによって保険料が若干安くなりました。今まで28、29年度では、7万2,104円でしたが、今回その比率で人口のかげんがある、所得割のかげんがあるかもしれませんが、これも前年度と変わりません。均等割も額が4万2,018円と、若干安くなりました。それと、保険料の賦課限度額が62万にふえることが、それ以上超えたらいけません、要は限度額62万にふえました。また、所得の少ない者に保険料の減額、被保険者の均等割の5割、2割軽減を拡大したということ。それともう一つ、国民保険の住所地特例が後期高齢者にもつながると。もう一つ大事なのは、今まで被保険者、被扶養者でしたが、軽減特例がございましたが、これが今回なくなりまして、この影響人数はということをお調べさせていただきまして、我が町では、今まで57万円だったんですね、限度額が。これが62万にふえたかげんで、我が南部町では2名の影響がございました、2名の方です。それで、今まで今度は5割軽減の拡充がなされまして、我が町では5名の方が影響されてアップになっております。2割軽減拡充で今度は2名の方が減られて5割のほうに行かれました。もう一つは、被扶養者で所得割の軽減が廃止になったおかげで、今まで2割軽減だった人が軽減がなくなりました。それが痛かったんですが、これは282名の南部町の方が影響されております。それと、あと被扶養者で均等割軽減で、7割軽減から5割軽減になられた方、これが南部町では209名の方が影響されていることを確認させていただきました。これが議案第2号の条例改正の中身でございまして。

それと、議案第3号は、平成29年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算です。これは歳入歳出それぞれ21万7,000円減額し、総予算を4,844万2,000円とするものです。決算見込みに基づいた減額でございます。

議案第4号、平成29年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算です。これは歳入歳出それぞれ2,231万4,000円を増額し、歳入歳出総額を825億2,007万1,000円とするものです。主な内容は、健康保持増進事業の補助金の増額を見込んだものであります。

議案第5号、平成30年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計です。一般会計は、予算総額6,194万8,000円とし、対前年度比127.3%、1,328万9,000円の増額です。増額の大きな理由は、新たな情報セキュリティーサービスの導入費用等、財務会計システム更新費用でございます。歳入の主なものは、分担金及び負担金、構成市町村からの負担金で6,144万6,000円でございます。歳出の主なものは、議会費で101万6,000円、総務費で広域連合を運営するための経費が6,043万2,000円です。

議案第6号、平成30年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算です。予算総額を789億7,828万6,000円とし、対前年度比99%、7億6,687万円の減額です。減額の大きな理由は、平成30年度から診療報酬がマイナス改正されることでもあります。歳入の主なものは、被用者保険料及び市町村の療養給付費の定率負担など、129億9,487万円です。国庫支出金の国の療養給付費や定率負担金、調整交付金として、269億8,746万3,000円等でございます。歳出の主なものは、総務費の制度運営で2億8,859万2,000円。保険給付費が783億7,971万3,000円でございます。

以上、6議案でございますが、採決により賛成多数で可決されました。

反対理由は、第2号議案に関連した条例改正によって、今まで被扶養者だったそういう軽減がなくなった予算なので反対しますということでしたが、皆さんの賛同を得てこれは全部可決しました。以上、報告します。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会、加藤学君、報告よろしく願います。

加藤学君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（加藤 学君） 加藤学です。本年2月21日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会が開催されました。

定例会に上程されました議案は3議案です。鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関す

る協議、平成29年度補正予算（第2号）、平成30年度当初予算、以上の3点です。上程されました3議案は全て全会一致で可決されました。

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議については、八頭環境施設組合の解散に伴う脱退により、規約の一部を変更することに関し、協議するものです。

平成29年度補正予算（第2号）については、歳出予算の補正のみであり、これは人事院勧告による給与改定で生じた職員給与の不足分を議会費から組み替えるものです。

3点目の平成30年度当初予算は、歳入歳出総額をそれぞれ7億8,000万円で、前年度当初と比較して5億3,400万円の増額となりました。増額の主なものとして、今年度より着工しております基幹的設備改良事業に係る工事請負費が5億9,547万3,000円、それに伴う設計施工監理業務、工事期間中の外部ごみ処理委託及びその運搬委託、長時間運転に伴う運転管理委託などの委託料、そのほか焼却灰の運搬処理委託など合わせて1億1,142万3,000円となっております。

2町の30年度の負担金は、南部町2億9,864万6,000円、伯耆町2億7,133万2,000円、総額で5億6,997万8,000円、前年度に比べ3億8,041万8,000円の増額です。このうち、基幹的設備改良事業に係る経費は4億5,631万1,000円で、これは2町で折半し負担することになっております。

また、基幹的設備改良事業については、国庫補助として二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、これが1億8,565万3,000円入る見込みとなっております。

基幹的設備改良工事については周辺自治会及び学校関係とも協議し、進入路の速度制限、新宮谷公園からの飛び出し防止柵や待避所を設けるなど周囲の安全に十分配慮し、本年1月中旬より現地での解体作業に入り、順調に工事が進んでいるとの進捗状況の報告がありました。また、5月から1カ月程度は焼却施設の1号炉と2号炉、共通部分が工事になるために、クリーンセンターでの焼却を停止するなどの報告もありました。それ以外に基幹改良工事以外の設備の修繕が1,128万6,000円となりますが、工事期間中のため必要最小限の修繕となります。

ごみの搬入量は全体的には年々減少の傾向にあり、29年度は約66トン減少しています。さらに焼却作業の効率改善や直接搬入の安全対策を目的に、本年1月より個人直接搬入の受け入れ方法を変更しており、住民の皆様にご協力いただいているとの報告もありました。基幹的設備改良工事はこれから本格的になってまいります。工事期間中の安全を確保し、住民の方々の理解と御協力をお願いするとともに、今後とも一層減量化に向けた取り組みを2町で連携をとりながら進めていくことが求められているところです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、南部箕蚊屋広域連合議会定例会の報告を、真壁容子君、よろしくお願いいたします。

真壁容子君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（真壁 容子君） 真壁です。南部箕蚊屋広域連合議会、2月定例会の報告をいたします。

去る2月23日、平成30年第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会が開催され、介護保険条例の一部を改正する条例のほか、平成29年度一般会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算並びに平成30年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算など9議案が提案され、それぞれ可決されました。この9議案の中のうち、6議案が全員一致で賛成、3議案が反対意見が出、賛成多数で可決されたという内容です。

まず、全員一致で賛成した分の報告をいたします。

平成29年度補正予算、一般会計。歳入歳出それぞれ1,388万6,000円を減額して歳入歳出総額を5億1,456万8,000円とするものです。もう一つ目の介護保険事業特別会計では、歳入歳出をそれぞれ6,984万9,000円を減額し、歳入歳出総額が30億982万1,000円としています。この一般会計、特別会計とも、いわゆる介護保険事業の実績見込みによる補正が主なものでした。

あと全会一致したものは、法改正に伴う指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正、それと広域計画の一部変更と鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議、これが全員一致で賛成しています。

反対意見が出た分についてです。特に今回の定例議会は、3年に1回の介護保険料を上げるという内容があり、それぞれ条例改正と一般会計の予算、それから特別会計予算に反映していることが一番大きな理由でした。

平成30年度の一般会計予算では、歳入歳出総額4億9,500万円で、対前年度比較で1,000万円、2%の減額です。減額の主な理由は、特別会計への繰出金の減額によるものです。後でわかりますが、平成30年度は特別事業会計ですね、介護保険の給付費が削減しているというのが大きな理由です。この一般会計予算については、介護保険制度が始まってからこの間、地域包括ケアの取り組みということが言われています。地域包括ケアの自治体での取り組み、介護、医療、福祉、住まい、介護予防など、これらを地域であることを考えたときに、西部広域連合で見えていくのが介護保険のあり方として適切なのかどうか、見直しを検討すべきではないかという

意見が出、一般会計予算では反対の意見があり、決をとった結果、賛成多数で原案が承認されたということです。

2つ目の介護保険事業特別会計では、歳入歳出総額29億3,100万円。対前年比では4,700万円の減額、1.6%です。この内容では、この中身では、介護給付費が第7期介護保険事業計画に基づく給付額が見込まれていますが、第6期計画における29年度給付見込みより減少したことから、前年度に比べ5,281万9,000円減の28億3,011万9,000円となっているということです。

予算見ただけでは、事業量が減っているのに今回上げた保険料だけが上がっているという予算になってきているのも、特に質問が集中していました。この中では保険料、後で条例が出てきますが、引き上げの結果、1年間で箕蚊屋広域連合全体で6,564万円の保険収入増、11.6%が計上されています。その反面、これの引き上げの一因となっております第1号被保険者の負担割合が22%から23%にふえたことにより、支払い基金からの減額4,300万円が入っています。ということは、何をしなくても国の政策の中で引き上げが行われてくる下条件が出ているというのがよくわかる会計でした。

この特別会計予算、一般会計予算についても、それぞれ先ほどの一般会計予算は広域連合のあり方の問題、特別会計ではこの保険料6,564万円の増、11%の増が第1号被保険者、65歳以上の方々の暮らしを非常に苦しいものにしてしているという立場から、一般財源を用いてでも介護保険料を引き上げるべきではないという意見が出、反対意見が出たのですが、賛成多数で通っています。

次、介護保険条例の一部改正です。第7期介護保険事業計画に基づく介護保険料率の改定が提案されました。基準額が第6期と比較して1年間で6,000円ふえた年額7万1,000円とされました。これは基準額ですね。このうち、6,000円ということは1カ月500円ふえたわけです。この500円のうち264円、半分以上が先ほど言った国の介護保険制度の仕組みの中で、第1号被保険者の負担増1%によることで来ているということも、全議員が承知してきたところです。このような中から抜本的な介護保険、仕組みへの改定を国に対して言うべきということと、引き上げるべきではないという意見が出て、この介護保険条例の一部改正も、決をとりましたが、賛成多数で原案採択されています。提案された議案についてはそのとおりです。

今回、1日しかない介護保険の議会ですが、通常は3町村で含まれて構成していることから、一般質問が3人立つのですが、今回の一般質問は1人しかしていなかったということを報告して、報告を終わります。



○議長（秦 伊知郎君） 次に、市町村議会研修会、参加されました板井隆君に説明を求めます。

板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 板井隆です。去る1月11、12日に滋賀県の研修施設J I A Mで「防災と議員の役割」について研修を受けさせていただきましたので、報告します。

国内における過去の地震を見てみると、阪神・淡路大震災、中越地震、東日本大震災、熊本地震が震度7で多くの死者を出していました。6強以下の地震では、鳥取西部地震や鳥取中部地震などですが、死者数はほとんどありません。また関連死は震度7以上の地震ではありましたが、6強以下の地震では出ていません。

これからわかることは、大規模地震では行政も地域社会も混乱しており復旧体制がすぐに整わず、被災者に手を差し伸べることができなかったことが一因として上げられ、いかに復旧・復興体制を整えるかが重要なポイントと考えられます。

阪神・淡路、東日本の地震を契機に、全国の自治体では地域防災計画がつくられるようになりました。ところが、中身を見ると、計画の中で災害対応が70から80%を占めている地域防災計画が多く、予防や復旧・復興計画のウエートが非常に少ない計画となっておりました。もっと予防や事前整備、つまり防災意識の向上、避難施設の安全保障、そして国土強靱化に力を入れるべきだと学びました。

また、今後の災害対策の課題としては超高齢化社会が上げられます。高齢化が進むということは、要支援者の数も増大していることです。その上、災害が発生すれば平常時には要支援者でない人も支援が必要となる人も出てきます。ここで大事なのは地域コミュニティであります。地域コミュニティは福祉と防災には欠かせない存在です。さらに、防災では自主防災組織を確立することで、初期対応ができると思います。

大災害が発生すると、行政は目先の防災対策に追われ、末端まで手を差し伸ばせる状態です。そこで必要なのが自助力と共助力です。ある程度の対応は地域の中で完結させることが必要となってきます。共助をしていくためには、助ける立場の人が災害に遭わない自助が不可欠です。自分が被災していれば、困っている人を助けることができなくなってしまいます。少なくとも被災直後の3日間は地域社会で対応ができる住民力、つまり自主防災組織を平常時から確立しておくことが必要です。

その後、復興計画を進めていくわけですが、この計画は公正・公平・平等で一番困っているところへ支援が優先されるべきです。

行政は地域防災計画、地域は自主防災計画を立てることで、巨大災害への備えをしておく必要

があります。ところが、正常化の偏見があり、自分は大丈夫という意識が働き、防災対応を怠りがちになっているのが現状であります。

そこで、防災の意識を持つか、持たせるか、重要なポイントがあります。そういった意味では、我が町では小規模自治体組織的存在で各地域振興協議会が先頭に立った防災体制の確立と充実が必要であると思われました。また、小・中学校における防災教育が重要な鍵を握ると考えます。地域の子供たちが防災意識を持つことにより、集落、家族への波及効果が期待できます。さらに学校教育での充実は子供たちが大人になってから、きっと防災意識の高い大人になってくれるでしょう。

最後に、議員の役割を簡単に触れておきます。議員はまず自分の安全を確保し、家族の安全を確認し、議会へ報告する。そして行政の災害対策本部の邪魔をしない。発生当初は地域の住民の一員として地域のリーダーの方々を支える。そして地域情報や要望を議会全体としてまとめて、窓口を議長に一本化し、対策本部に要請する。個々の個人プレーで動くのではなく、議会として動くことが重要だと学びました。その後、復興時からは行政と一緒にあって県や国への要望をする。そして町の未来を考えていくことが必要で、議会・議員の立場として意識を一致し、認識をすることが必要であると学んで帰りました。

以上、「防災と議員の役割」についての研修報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第5 施政方針の説明

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、施政方針の説明。

町長から施政方針の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、施政方針の説明をいたします。お手元にお配りしています黄色い表紙の冊子をごらんになってください。

平成30年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、私の町政運営に臨む所信の一端と諸施策の概要を申し上げ、議会を初め町民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

初めに。さて、私が平成28年10月に南部町長に就任してから1年4カ月が経過しました。この間、私は三つのC「つなぐconnect」「変えるchange」「挑戦するchallenge」を政策理念とし、南部町の持つ自然や文化など、恵まれた環境を次世代につなぐためには、変化を恐れず挑戦する心意気が大事だと申し上げ、町民の皆様と話し合ってきました。

昨年4月には法勝寺にお試し住宅「米や」がオープンし、幅広く利用いただきにぎわっています。賀野地区ではえぶろんの横にサテライト拠点施設を整備中で、今春にはオープンできる見通しです。地域振興協議会単位で地域の皆さんと話し合う「地域円卓会議」も始めました。念願の子ども食堂も始まり、町内全小・中学校へのエアコンの設置も年度内に完了します。身近な集落の集会所や公民館を利用して健康づくりと生きがいの場とする「いきいき百歳体操」の取り組みも始めました。そして合併時からの懸案であった水道料金の統合にも着手いたしました。

多くの御支援、御協力をいただき、このように町政が前進しておりますことに改めて感謝申し上げます。

昨年10月、南部町教育の日条例制定十周年を記念して京都清水寺の森清範貫主をお招きし、講演と町民の皆様から募集し選定した南部町の今をあらわす漢字「豊」と未来をあらわす漢字「里」の揮毫をしていただきました。この漢字に込められた、自然や人々の心が豊かなこの南部町の里地里山をいつまでも守り続けたいという皆様の思いを受けとめ、新年度におきましても、私が目指す「五つの挑戦」（1. なんぶ創生、2. こども達がいきいき育つ環境と人材育成、3. 健康長寿のまちづくり、4. 人と地球環境にやさしい共生のまちづくり、5. 行財政改革）を推し進め、次世代に誇れるなんぶ暮らしを創造するため、全力を尽くしてまいります。

南部町の地方創生と新年度予算。

東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的として、地方創生の取り組みが進められてきました。

私は、南部町の地方創生のコンセプトは「里山デザイン」だと考えています。それは町民の皆様の共感を呼ぶ「なんぶ暮らし」の設計をしていくことにあると思っています。

地域に根をおろして文化伝統を守る「土の人」、地域に暮らしながらも新たな価値をつくり出す「水の人」に、外から種を運ぶ「風の人」が加わることで地域にイノベーションを起こし、共感を連鎖させていくことが南部町の未来をより豊かに輝かせると、私は信じています。

そして人口減少・高齢化により地域の活動が難しくなる中で、これからは拡張ではなく、縮まってでも緻密に厚みを増す「縮絨」の考え方で地域の経済、生活、文化を磨く取り組みを進めていかなければならないと考えています。

経済については、基幹産業である農業を守り林業を振興させるとともに、商工業関係事業者への支援や企業誘致、起業支援を進め、地域経済を活性化させる必要があります。生活については、保健、医療、福祉の機能連携を推進し、子育て支援や教育を一層充実させ、さらに防災力を強化することにより、地域生活の確保を図っていかねばなりません。文化については、古事記の

舞台にもなった長い歴史や先人たちがつくり上げた里地里山の風土・文化を維持・活用しながら、郷土への誇りや愛着を生み出し、地域文化の振興を図っていくことが大切です。

合併から年数が経過し、平成27年度から地方交付税の算定が段階的に縮小されている状況の中、新年度の国の地方財政対策では、景気回復に伴う地方税の増収を見込んで、地方交付税が前年度より3,213億円減の1兆685億円となり、6年連続の減額となりました。歳入の7割以上を依存財源に求めている本町の財政構造においては、これまで以上に厳しい状況が想定されます。

しかし、地域の経済、生活、文化を磨き、まちの活力を維持、発展させていくための施策は積極的に進めなければならないという決意のもとで新年度の予算編成を行い、南部町の平成30年度一般会計当初予算規模は、69億6,800万円を計上し、対前年度比では1.1%増となりました。

また、社会の変化に対応し、町民の皆様が将来にわたって安心して暮らしていける地域社会を築くためには、単年度ごとの予算で事業を検討するだけではなく、南部町の未来図を描き、計画的に施策を進めることが重要と考えています。

現在の「南部町まちづくり計画」及び「なんぶ創生総合戦略」は、いずれも計画期間が平成31年度までであり、人口が減少する中であって、今後5年、10年後の農地、住宅地、公共施設などをどのように生かすのか、そしてそのためにはどのような施策が必要なのかを改めて総合的に検討することが必要と判断し、新年度から総合計画の策定に着手することとしました。

南部町の目指す姿を明確にし、計画の策定・マネジメントの過程を通して町民の皆様や職員がその姿を共有し、力を合わせて取り組んでいくことが総合計画の狙いです。そして総合計画を予算編成、事業の実施、組織の目標設定、人材育成などに活用していくことで計画の実現を図っていきたいと考えています。

それでは、平成30年度における「五つの挑戦」について、具体的に事業内容とともに説明いたします。

1、なんぶ創生に挑戦する。

1つ目は、なんぶ創生への挑戦です。

平成27年9月に策定された「なんぶ創生総合戦略」も計画期間の折り返し点を過ぎました。盛り込まれた事業の進捗を図るとともに、効果の検証・施策の見直しを適切に行いながら、持続可能な南部町の実現を目指していかなければなりません。

平成29年末の南部町の人口は1万1,090人で、年間で94人の減少、高齢化率は34.

95%となり、人口減少・高齢化の傾向は続いています。

この問題に対峙し、新たな人の流れを生み出すため、昨年3月に策定した「南部町生涯活躍のまち基本計画」に沿った取り組みを引き続き推進します。南部町の充実した医療福祉施設、七つの地域振興協議会に見られる活発な地域コミュニティや住民自治活動、重要里地里山に選定された豊かな自然環境等の特性を生かし、空き家を活用して地域が求める人材を誘致し、地域住民と一緒に地域活性化に向けた取り組みを行うことを目指しています。

まちづくり会社「なんぶ里山デザイン機構」では、空き家を改修して移住者に貸し出す取り組みを行っていますが、これまでに22軒の空き家を改修し、18世帯45名の方々に入居いただいたところです。

法勝寺の空き家を改修したお試し住宅兼交流施設「えん処米や」は、昨年4月の開設からこれまでに延べ2,000人を超える方に御利用いただきにぎわっています。青年海外協力協会（JOC A）が法勝寺高校跡地で計画する、障がいのある方や子供からお年寄りまで地域の方々の居場所となる、いわゆる「ごちゃまぜ施設」もいよいよ実現に向けてのプロジェクトが動き出します。平成30年度に温泉掘削と設計を行い、平成31年度から施設の建設工事を始め、平成32年度の中ごろにはオープンの見込みです。南部町公民館さいはく分館建てかえにあわせた複合施設の建設計画も順次進めていきます。

賀野地区では、現在えぶろんの横にサテライト拠点施設を整備中で、本年4月にはオープンの予定です。昨年大学を卒業し移住した若者が起業した合同会社「ジブンゴト」の人材育成塾や、新たに起業を目指す方による南部町の地域資源を利用したジェラートの工房が入居予定です。南部町で生産される梨、柿、ブドウ、イチジク、ブルーベリーなどの農産品を使った絶品のジェラートがつくられることを楽しみにしています。

さらに手間地区では、空き家を利用したゲストハウスやカフェを、地域でつくるまちづくり会社で運営しようとする計画が住民の方々によってまとめられ、新年度に地域のにぎわいの拠点として整備を行います。ここにも都会から若者が移住し、運営に携わることが予定されています。

地域経済の活性化を図り人口減少を食いとめるため、雇用の場の確保も必要であり、企業誘致や起業支援などの取り組みを進めます。

平成26年度から実施している起業促進奨励金は、移住者を対象に年齢要件を設けて実施してきましたが、平成29年度から制度の主たる目的を町内産業の活性化に変更し、年齢と転入の要件を廃止しました。これにより町内の起業家についても対象とし、新たな起業による地域経済の活性化を期待しています。

町内の誘致企業16社の平成29年4月時点の雇用者の総数は1,266人で、うち町内からの雇用数は257人、20.3%となっています。前年対比で総数は89人増、町内雇用は13人増となりました。

昨年9月には、原工業団地のNOK、TVCの新工場が稼働しました。約60億円を投じての今回のプロジェクトでは、さらなる雇用創出も期待されるところです。

西部の市町村が協力し、新たに進出、設備投資された企業に雇用実績に応じて1人当たり30万円を交付する雇用補助金を創設しており、平成29年度では2名、平成30年度には39名が補助対象となっています。

観光については、再活の町・南部町をPRする観光地としての赤猪岩神社への誘客は進んでいますが、その観光客を緑水湖周辺まで誘い込むことが課題であり、観光協会とタイアップして緑水園や祐生出会いの館及び周辺施設への誘客を行います。また、平成30年は伯耆国「大山開山1300年祭」が開催されることから、関係機関と連携して誘客のためのイベント等を実施します。

地域振興協議会が平成19年に発足してから10周年を迎えました。地域の課題を住民の皆様が主体となって誇りと責任を持って解決できる仕組みとしてスタートしましたが、それぞれの地域振興協議会で努力を重ねられ、地域を磨き上げてこられました。それが国や県に認められ、これまで各協議会が数多くの表彰を受けてこられました。昨年11月には、東西町地域振興協議会が地域における防災力の充実強化を通じた地域づくりへの貢献により総務大臣表彰を受賞されました。地域振興協議会の活動が評価されていることを大変うれしく思うとともに、これまでの関係者の御努力に改めて敬意と感謝を申し上げます。

平成28年10月の総務省調査によれば、609市町村で3,071の地域運営組織が設置されており、国においても地域のことを地域住民が解決する仕組みの重要性が認識され、法人化に向けた検討が進められています。

住民の皆さんが住みなれた地域で安心して暮らし続けるためにも、地域振興協議会の活動をさらに発展させていくことが必要であり、次の10年を見据えて、これからの事業の内容や手法を考え、人材を育成し、継続や改善・進化ができる体制を整備することなど、今後の地域振興協議会のあり方について、各協議会と一緒に検討を始めたところです。新年度には研修会の開催なども視野に入れながら、あり方を固めていきたいと考えています。

地域振興協議会単位で、地域の皆さんと町長が課題について語り合う「地域円卓会議」も始めました。平成29年度は人口減少と農業をテーマとして開催しましたが、今後もさまざまな課題

について皆さんと想いを共有するため、テーマを選びながら実施してまいります。

また、これまで集落等の環境美化推進や生活環境の改善事業に対して助成を行ってきた、まちづくり推進助成事業を、新年度から地域が実施する高齢化対策や防災関連の事業についても活用いただけるよう改正することとしました。集落での各種活動に当たって、積極的に活用いただきたいと思います。

2、こども達がいきいき育つ環境と人材育成に挑戦。

2つ目は、こども達がいきいき育つ環境と人材育成への挑戦です。

子供たちを取り巻く教育課題に応え豊かな成長につなげるためには、さまざまな教育環境を整備し、一人一人の学びを保障することが大切です。そのためには、地域との協働を土台とする、保育・学校教育・社会教育の一体的な推進を図っていかねばなりません。9年間を見通した小・中学校の教育実践を核としながら、就学前を担う保育園や認定こども園、義務教育終了後の高校生や青年層の活動をつなぎ合わせ、未来を生き抜く力の育成や、ふるさとを担う人材の育成に引き続き取り組んでまいります。

本年度末には、新たな「教育大綱」を定めるとともに第Ⅱ期となります教育振興基本計画を策定し、目指す子供像や町の姿を皆様と共有しながら、具体的な教育目標や方針、施策の方向性等についてお示ししたいと考えております。

学校教育におきましては、コミュニティ・スクール制度を基盤とする小中一貫教育の推進に引き続き取り組んでまいります。特に、本町独自の「まち未来科」の学びについては一層の充実を図るとともに、年長児保育とのつながりを視野に、コミュニティ・スクール制度の趣旨を生かした保育園運営についても考えてみたいと思っています。また、「まち未来科」の学びをベースとする高校生や新青年団の地域活動については、まちづくりや地域づくりへの参画を促し、具体的な提言や提案の実現に努めてまいります。

平成32年度より小学校の新学習指導要領が全面実施されることから、国や県と連携しながら、新年度より教科としての英語を先行実施します。また、学校の多忙化解消対策の一環として学校業務支援システムを導入し、教職員の負担軽減に取り組むほか、学習指導要領改訂による年間総授業時数の増加を踏まえ土曜開校は年間4回程度に抑え、夏季・冬季の長期休業期間を今年度に比べ延べ9日から10日程度縮減する予定です。

いじめや不登校対策につきましては、地域との協働や関係機関との連携強化により改善につなげたいと考えております。就学前教育の観点からは、幼児教育・保育専門員を複数体制とし、保育士研修の充実による保育の質の向上に努めてまいります。日本教育行政学会科研チームとの共

同研究も3年目を迎えました。大学の知を活用して学習環境の改善を図り、行きたくなる学校づくりに取り組んでまいります。

社会教育につきましては、先ほども述べましたように、高校生サークルや青年団の活動をしっかりと支え、まちづくりや地域づくりに参加・参画する機会を積極的に提供してまいります。スポーツ少年団につきましては、年少期のスポーツ環境の改善、生涯スポーツ普及の観点から改組し、スポnetなんぶの取り組みへ移行することといたしました。中学校部活動のあり方や町体育協会の役割も点検しながら、スポnetなんぶを核とした生涯スポーツ普及体制の構築に努めてまいります。

公民館では、今年度より始めました高知県佐川町との文化交流活動として、秋に佐川町の皆様をお迎えいたします。図書館では国立国会図書館と提携し、当該図書館が所有するデジタル化資料約150万点が本町図書館で閲覧できるサービスを始めます。県内では県立及び鳥取・米子両市立図書館に次ぐ四館目のサービス提供と承知しております。

昨年5月には、念願だった「子ども食堂」が法勝寺地区地域振興協議会の協力で始まりました。法勝寺児童館に来館する児童と同伴の保護者に対し月一回、夏休みには毎週の土曜日に昼食を提供していますが、毎回チケットはほぼ完売で子供たちの笑顔でにぎわっています。また、若いお父さん、お母さん方の子供の遊び場が欲しいという希望に応え、小さな公園、ポケットパークをつくる意見集約を進めています。ぜひ参加いただきたいと思っております。

少子化対策事業については、結婚支援、出産・子育て支援、暮らしやすさ支援の三本柱で、子ども子育て支援事業計画・なんぶ創生総合戦略の内容に沿って引き続き事業を実施し、子育て支援が充実した南部町の評価を一層高められるよう取り組んでまいります。

### 3、健康長寿のまちづくりに挑戦。

3つ目は、健康長寿のまちづくりへの挑戦です。

生活に身近な集落の集会所や公民館を利用して、健康づくりと生きがいづくりの場とする「いきいき百歳体操」の取り組みを平成29年度後半から始めました。現在はモデル的に5集落で取り組んでいただいております、新年度は普及のためのDVDの作成、25集落での実施を目標とします。あわせて、集落型だけではなく拠点型も開設し、多くの方が参加しやすいように進めてまいります。拠点型では集落での取り組みのサポーターやリーダーとなっていただく方の養成も行い、将来的には全集落で取り組んでいただきたいと願っております。

また、「健康なまちづくり協議会」を設置し、健康に関する状況や課題について意見交換するほか、「コツチャレなんぶ」や健康づくりウォーキング大会などにより町民の健康づくりを進め



ます。

平成28年の国立がんセンターのデータでは鳥取県の「がん75歳未満年齢調整死亡率」は全国44位で、この傾向はここ10年変わっていません。また、平成28年度の特健診受診率は40.9%、がん検診受診率は胃・大腸・肺が40%強、婦人科では30%前後の受診率で、県内では上位ですが、若年層や女性特有のがんの受診者が少ない状況が続いており、大きな課題と考えています。

特定健診の未受診者にアンケートを実施しましたところ、返信が割に満たず、受けない理由が「健康に自信がある」「今は必要ない」などの意見が多かったことから、健康に対する意識の低さがうかがえます。このため、町民全体の健康意識を向上させるためのきっかけとなる情報の提供に取り組むとともに、学校の行事等で児童の保護者に健診のPRをしたり、休日検診や会場での託児、カフェの併設など健診を受けやすくする取り組みを続けてまいります。さらに、新年度から子宮がん検診に新たな検査項目を追加し、若い世代の受診率向上につなげてまいります。

厚生労働省が実施した「平成28年国民生活基礎調査」によると、介護が必要となった原因の第1位は認知症で18.0%でした。さらに、認知症の人は2025年には高齢者の5人に1人、全国で700万人に達すると推計されており、認知症対策は重要な課題です。

認知症についての正しい知識を普及啓発するとともに、認知症サポーターの養成、月1回の「家族のつどい」の開催、認知症SOSネットワーク訓練などの取り組みに加え、医療・介護・地域の支援機関をつなぐ認知症地域支援推進員を配置いたします。

さらに平成29年度から、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、関係者による協議体と生活支援コーディネーターを設置したところでは、引き続き住民と一緒に助け合い活動の輪が広がる地域づくりを進めてまいります。

4、人と地球環境にやさしい共生のまちづくりに挑戦。

4つ目は、人と環境にやさしい共生のまちづくりへの挑戦です。

南部町の里地里山は、農林業を通じた農村環境の保全が全町的になされていることにより環境省にその価値を認められました。これからも基幹産業である農業を守り、農地を維持するとともに、山林の荒廃を防止していかなければなりません。

将来にわたって持続可能な農業を実現していくためには、しっかりした農業経営ができる主体により効率的かつ安定的に生産を行うとともに、後継者や新たに農業に取り組む人材の確保が不可欠です。

このため農業を守るための担い手として集落営農の組織化と法人化を一層進め、担い手への農

地集積・集約化を図るとともに、設立された農業生産法人や集落営農組織の経営基盤強化のための施設整備、地域おこし協力隊による農業研修、特産品開発などに取り組む人材育成に対する支援を行います。

農地の荒廃防止の取り組みとして、中山間地域等直接支払制度では35協定、農用地面積312.3ヘクタール、多面的機能支払交付金事業では40組織、これは39集落でございます。農用地面積685.1ヘクタールが保全されています。新年度には南さいはく地域において多面的機能の広域化組織が発足される予定です。今後もより多くの集落、農地が制度を活用することを支援します。

森林は町の面積の75%を占めています。その荒廃を防止するため、森林整備計画に基づき山林を守る取り組みを進めます。林業産業の振興については、新たに建築構造材用の直交集成材（CLT）の製造を始める事業者ができたことから、町内産材の需要を呼び起こすことを期待しています。

また、2024年度に創設される森林環境税について、平成31年度から前倒しで地方に配分されることが決定しました。市町村はそれを間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発の森林整備及び促進に関する費用に充てることとなります。南部町への配分額は、当初3年間は年570万円と試算されており、森林整備の取り組みに対しては不十分と言わざるを得ませんが、有効な活用を図りたいと考えています。

町の重要な観光資源でもある法勝寺川沿いの桜は、老朽化に伴って倒木など維持管理上の問題が生じており、伐採・剪定作業を行うとともに、今後の保全活動に向け管理マニュアルの作成を行います。

地域に暮らす方たちが住みなれた地域で生活し続けるためには、買い物や医療などのための交通手段を確保することが必要です。人口減少・高齢化の中で公共交通の利用者が年々減少し、維持のための行政からの補助金が増加するとともに、現状の交通体系が地域のニーズに必ずしも合致しているとは言えない状況にあることから、公共交通の再編に向けた検討を行ってきましたが、本年10月から東長田、上長田線の廃止に伴い、法勝寺以南の地域でデマンド型の新たな公共交通を導入することとしました。今後も町民の皆様が利用しやすい交通体系の構築に向け、検討を進めてまいります。

新年度は、可燃ごみ焼却施設クリーンセンターの老朽化に伴う基幹的設備改良工事が本格化します。施設を管理する南部町・伯耆町清掃施設管理組合に対し、伯耆町とともに工事費等に係る負担を行います。

毎年繰り返される地震、台風、集中豪雨、そして大雪に対応し、安全で安心なまちづくりを進めるため、災害時の地域住民との迅速な連携体制の構築や防災センターの整備など、防災体制の強化を検討します。

町民誰もが活躍し、共生する社会の実現を進めるためには、ひきこもりの方への支援が必要です。これまで町の保健師、社会福祉協議会、民生児童委員がひきこもりに関する相談を約30件程度受けていましたが、家庭訪問の継続や社会復帰につなげることは難しい状況でした。

このたび、社会福祉協議会がひきこもりの実態把握や本人及び家族への支援、現在整備中の「集いの場」を活用した支援に取り組まれることをきっかけとして、町でも関係機関と連携し、専門機関の助言も受けながら、一人でも多く社会復帰につながるよう対応を強化してまいります。

「人権が大黒柱のまちづくり」の中核を担う人権教育につきましては、引き続き人権会議や地域振興協議会、人権学習推進委員の皆さんと連携しながら、交流懇談会やミカエルセミナー、行動化を促す本人通知制度への登録等、啓発活動の充実に努めてまいります。平成32年度には「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」の計画期間が終了します。また、一昨年末には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。こうしたことから、これまでの成果検証と次期総合計画への課題を明らかにするために、町民の皆様にご協力いただき「人権にかかわる意識調査」をお願いしたいと考えております。また、平成28年度より取り組んでおります、保・小・中15年間を見通した人権教育プログラムについては、新年度末には策定を終える予定です。

#### 5、行財政改革に挑戦。

5つ目は、行財政改革への挑戦です。

社会の変化に伴って複雑・多様化する行政課題に役場が対応していくためには、効率的で機動性に富んだ組織を構築し、NPO、地域振興協議会、民間企業等と連携しながら、お互いがその特徴を生かし得意分野で活躍できるよう、公共のあり方を変えていく必要があります。社会や住民のニーズの変化に対応した行政サービスを提供していくことが求められています。

組織の力を最大限に引き出し、高めるためには、個々の職員の意欲・能力の向上が不可欠であることは言うまでもありません。新年度も引き続き「次世代に誇れるなんぶ暮らしを創造する」ことを経営理念とし、「一人一研究の深化」を目指します。職員がみずから課題を発掘して行政運営にフィードバックするとともに、職員研修を充実させ、職員の資質向上に努めます。

また、昨年4月には役場の機構改革を実施し、法勝寺庁舎町民生活課の総合窓口によるワンストップサービスの取り組みや子育て支援課の新設、上下水道課を建設課に統合するなど機能向上を図ったほか、入札制度では郵便入札を導入し、入札参加者が庁舎に来る手間を省きました。

新年度においては、町民の皆様の複合化する福祉に関する悩みに対応するとともに、関係機関と連携して支援が必要な方のサポートを行うため、健康福祉課内に福祉に関する総合窓口を設置します。相談対応に加え、内容に応じて役場内関係課や関係機関につなぐとともに、協力して支援を行うほか、相談後もフォローが行えるよう体制を整備します。今後も行政が効果的・効率的に運営されるよう、柔軟に対応してまいります。

公共施設の実態や利用状況、維持管理コスト等を考慮しながら、長期的な視野を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、平成28年度に「南部町公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画に基づいて個別施設計画を策定するため、新年度において各施設の課題を整理した上で、今後の方向性を行財政運営審議会にお諮りしたいと考えております。財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を目指します。

次に、特別会計及び企業会計の概要を説明いたします。

国民健康保険事業特別会計。

まず、国民健康保険事業を説明いたします。

南部町の国民健康保険の加入者数は、平成30年1月末現在、1,542世帯、2,544人で、総人口の23.0%を占めています。

平成30年度の予算規模は、13億4,700万円で計上いたしました。

国民健康保険制度は、制度発足以来約半世紀にわたり国民皆保険制度の中核的な役割を担ってきましたが、国は国保が抱えるさまざまな課題を踏まえ、持続可能で安定的な運営となるように、このたびの制度改正で財政支援の拡充を行います。そして、平成30年度から県が国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業の確保を行うことで国保運営の中心的な役割を担うこととなり、市町村は被保険者の皆様の各種手続に関する事務や保険料の徴収、保健事業を実施することとなります。

南部町としましても、国保データベースシステムなどから提供される、健診や医療、介護などのデータを分析することにより、地域や個人の健康課題を明確化し、それに対応する目標を設定して効率的・効果的な保健事業を実施いたします。事業としては、働き世代の受診率向上を図るための「休日健診・がん検診」、生活習慣の改善を目的とした「からだスッキリ教室」「コツチャレなんぶ」を引き続き実施し、疾病の予防、医療費の削減に努めます。

後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療は、保険制度の安定を目的に鳥取県後期高齢者医療広域連合を組織して運営をしており、町特別会計は保険料を徴収し、負担金として支出しております。

国民健康保険と同様の課題を抱えており、未病の段階から食生活の改善、運動習慣の定着など、さらにきめ細やかな保健活動を継続してまいります。ジェネリック医薬品の普及推進など、広域連合と連携し、医療費の適正化につながるよう取り組みを進めます。

墓苑事業特別会計。

墓苑事業は、墓苑の維持管理費と未使用墓地の使用料、償還に係る予算を計上しております。平成29年度は、1月末時点で新規購入2件、返還9件で、空き区画は37件となっています。引き続き広報活動を通じて空き区画解消に努めてまいります。

住宅資金貸付事業特別会計。

住宅資金貸付事業は、住宅新築資金等の償還に係る予算を計上しています。借り受け者の高齢化や経済状況などから徴収困難なケースも多く苦慮しております。

農業集落排水事業特別会計。

農業集落排水事業は、平成29年度末の接続率91%を見込んでおります。引き続き施設の適正管理に努めます。

浄化槽整備事業特別会計。

浄化槽整備事業は、平成29年度末の普及率70%を見込んでおります。合併浄化槽補助金制度を31年度末まで延長し、合併浄化槽設置を進めてまいります。

公共下水道事業特別会計。

公共下水道事業は、平成29年度末の普及率96%を見込んでおります。公共下水処理施設と南部町・大山町・日吉津村で運営している西伯みのりの郷の維持管理経費を計上しています。引き続き適正な管理に努めます。

太陽光発電事業特別会計。

太陽光発電事業は、鶴田地区2.9ヘクタールに1.5メガワットの太陽光発電所を運営するための会計で順調に発電しており、新年度は5,831万9,000円の売電収入を見込んでいます。また、発電所建設に当たり、住民の皆様にお世話になった住民公募債の償還の年となるため、1億円を太陽光発電基金から取り崩して償還することとします。

加えて、太陽光発電基金条例を改正し、基金の用途の幅を広げることを今議会に提案させていただきました。これにより一般会計へ4,000万円を繰り出し、まちづくりに関する事業への一部財源とします。太陽光発電基金の残高は6,650万円となります。

次に、企業会計ですが、水道事業会計から説明してまいります。

水道事業会計。

水道事業会計では、平成29年度に合併以来の懸案であった一般用の水道料金の統一を行いました。さらに、この2月の公共料金審議会の答申により、新年度から水道加入金の統一を行うための条例改正案を上程しております。公共・営業用の料金統一についても審議中であり、今後、答申をいただければ、それを踏まえて対応したいと考えています。

平成30年度の水道事業会計は、事業収益が1億9,272万8,000円で、平成29年度の料金改定による影響を見込んでおります。

主な事業として、水道事業の施設整備に係る将来需要を算定するための基本計画と耐震化・更新計画の策定や、老朽管の更新事業に取り組みます。

病院事業会計。

平成30年度病院事業会計は、事業収益24億4,940万円、対前年比576万9,000円の増としました。

良質な医療を時代に沿って提供するためには、医療機器の整備、スタッフの確保、医療技術向上などが必須です。一方、医療ニーズも時代とともに変化し、南部町にあっても、人口減少・高齢化が大きな社会的課題ともなっています。これに伴って、南部町民の生活を守り維持するための、地域包括医療の実践が求められるところとなっています。したがって、医療水準の確保と、地域住民の健康維持、生活維持のための医療提供の二つが今後も変わらぬ西伯病院の使命と考えるところです。

残念ながらこうした医療提供は経営を圧迫し、多くの自治体病院の経営は赤字に苦しんでいるところであり、西伯病院も例外ではありません。

西伯病院としては、医療施策との整合性を図りつつ、医療・福祉・介護の連携強化により、在宅・地域包括医療の推進、検診事業の拡充、予防を含めた認知症への対応、病床機能の強化等を通じて、あるべき地域医療の実践を目指してまいります。

在宅生活支援事業会計。

平成30年度の在宅生活支援事業会計は、事業収益4,406万円、対前年比787万6,000円の増としました。

病気や障がいがあっても住みなれた地域・自宅で、安心して生活が継続できる仕組みである地域包括ケアシステムにおいて、訪問看護ステーションの役割はますます重要となっています。

南部町訪問看護ステーションは、療養生活の在宅ケアはもとより、精神疾患等の障がいのある方々の療養生活支援体制を有し、その特色を発揮しています。

新年度は専従職員1名を増員し、体制の強化・充実を図るとともに、地域の関係機関との一層

の連携を推進し、利用者、家族に寄り添うサービスの提供に努めてまいります。

以上、平成30年度南部町一般会計予算案を初め、特別会計及び企業会計の概要と主要施策について申し述べました。本定例会では、このほか平成29年度補正予算、条例関係を初め、総数31議案を上程しておりますので、詳細は後ほど説明いたします。

いずれの議案も特に町民の皆様の生活に深くかかわり、町政の推進には重要な議案ばかりでございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、全議案とも御賛同いただき御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は3時、15時からにいたしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時35分休憩

午後3時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第6 議案第3号 から 日程第36 議案第33号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第6、議案第3号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第9号）から、日程第36、議案第33号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号から日程第36、議案第33号までの提案説明をお願いいたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。

議案第3号

平成29年度南部町一般会計補正予算（第9号）

平成29年度南部町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,487千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,915,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年3月 1日

南部町長 陶山清孝

平成30年3月 日

決 南部町会議長 秦伊知郎

.....

6ページをお開きください。繰越明許費補正です。地方自治法第213条に基づきまして、年度内に支出することができないと見込みがあるものについて、あらかじめ議決を得て翌年度に繰り越して使用することができるものとするものです。追加後については以下のとおりとしております。畜産クラスター事業外9事業、全10事業としております。下の段の変更につきましては、以下の5つの事業を考えております。

7ページをお開きください。債務負担行為補正です。地方自治法第214条に基づくもので、単年度において終了せず、後年度においても支出しなければならないときに、あらかじめ後の年度の債務を定めるものです。いずれも指定管理料です。全部で8事業を予定しています。合計額1億9,316万9,000円です。

次の8ページをお開きください。地方債補正です。地方債の補正については以下のとおりとしております。以下の6つについての地方債の補正を行います。辺地対策事業債外5つの計6つであります。

18ページをお開きください。歳出です。人件費につきましては精算分とか、あるいは育児休業になった者とか、あるいはそれに伴う期末勤勉手当の期間率等によるものですので、御説明を省略させていただきます。2款総務費です。1項13目諸費1万円を補正しまして、3,287万5,000円とするものでございます。これは償還金ですが、28年度で受領し、12月補正



で返還金を補正した補助金について、県から額の修正が入ったものでございます。

次の19ページをお開きください。同じ2款の第5項2目指定統計費です。1万8,000円を補正しまして、72万9,000円とするものでございます。これは住宅・土地統計調査の委託額が確定したのものによるものでございます。

次、3款です。1項1目社会福祉総務費です。845万円を補正しまして、3億7,517万5,000円とするものでございます。これはこの欄の一番下にありますものが主なものでして、国保特別会計繰出金、これは財政安定化支援事業において予算不足が起こったためによるものでございます。

その下の2目障がい者福祉費です。2,642万1,000円を補正しまして、3億2,023万1,000円とするものでございます。これは主なものとしまして、真ん中の自立支援介護給付事業として、これは本事業の給付費が大幅に不足になることがわかったためによるものでございます。

次、20ページ、4目高齢者福祉費です。1,027万2,000円を減額しまして、2億2,753万1,000円とするものでございます。これは一部事務組合の負担金の実績見込みによるものでございます。

その下の6目の後期高齢者医療費ですが、1,040万8,000円を補正しまして、1億9,814万8,000円とするものでございます。これは上段にありますように、医療費支弁額の変更によるものでございます。

その下の段の2項5目保育園費でございます。これは3,922万1,000円を減額しまして、3億9,465万7,000円とするものでございます。これは右に記載してありますように、非常勤職員、これは38時間の方ですが、募集しましたが応募がなかったために減額するものでございます。

次、21ページをお開きください。同じく公設民営保育園費として1,860万3,000円を減額しておりますが、これは指定管理料の人件費が保育士の退職により減額となったためによるものでございます。

それから、3つの段の一番下ですが、4款衛生費です。1項1目保健衛生総務費です。272万4,000円を減額しまして、5,125万5,000円とするものでございます。これは主なものとして健康づくり推進事業で、これは指導の方の応募がなかったために減額するものでございます。

22ページをお開きください。同じく3目の健康増進費ですが、これ180万増額しまして、

4, 822万5, 000円とするものでございます。これはがん征圧事業としまして、検診委託料の実績見込みによるものでございます。

その下の段の3項の清掃費、2目の下水処理費ですが、268万2, 000円増額しまして、3, 616万6, 000円とするものでございます。これは浄化槽整備事業特別会計繰出金によるものでございます。

それから、一番下、5款農林水産業費、1項1目農業委員会費でございます。これは37万8, 000円を減額しまして、896万2, 000円とするものでございます。これは機構集積支援事業としまして、報償費が補助対象から除かれるためによるものでございます。

次の23ページをお開きください。3目の農業総務費でございます。956万2, 000円を減額しまして、1億6, 451万2, 000円とするものでございます。これは主に農業集落排水事業特別会計繰出金によるものでございます。

その下の5目農業振興費でございます。1, 665万6, 000円を減額しまして、1億7, 184万6, 000円とするものでございます。主なものとしましては一番下、特産品開発・製造支援事業とありまして、これは開発を行う者を雇用しましたが、年度途中で退職があったためによるものでございます。

その下の7目の緑水園管理費ですが、これは514万4, 000円を減額しまして、1, 921万5, 000円とするものでございます。これは緑水園のポンプのろ過器の交換を予定しておりましたが、別水源からの供給を検討したために全額落とすものでございます。

24ページをお開きください。真ん中辺、10目地籍調査費でございます。これは2, 937万2, 000円減額しまして、5, 348万2, 000円とするものでございます。これは地籍調査事業に関するもので、配分額の決定したためによるものでございます。

それから、一番下の段、2項林業費の2目林業振興費でございます。820万4, 000円減額しまして、7億4, 238万8, 000円とするものでございます。これは主なものとしまして、事業費の確定によるもの等でございます。

25ページをお開きください。上の段の1目の土木総務費でございます。2, 065万円を減額しまして、4, 755万円とするものでございます。これは下の段にありますように、残土処分場土地取得事業におきまして、これは休止とするためによるものでございます。

真ん中の段、2項2目道路新設改良費でございます。4, 690万を減額しまして、1億4, 018万2, 000円とするものでございます。これは右の欄にありますように、計画見直しによるものでございます。

次、26ページをお開きください。上から2つ目の8款消防費でございます。1項3目災害対策費119万2,000円を補正しまして、475万1,000円とするものでございます。これは29年9月の17日から18日の台風18号及び29年の10月22から23に台風21号が来襲しました。これの災害対応に係るものでございます。

その下、9款1項2目事務局費でございます。4,057万5,000円を減額しまして、3億6,330万2,000円とするものでございます。これは下の段にありますように、小・中学校空調システム整備事業をしたなどしまして、工事費の確定したことによるものでございます。

27ページをお開きください。5項1目保健体育総務費でございます。194万4,000円を減額しまして、2,108万9,000円とするものでございます。これは総合型地域スポーツクラブ支援事業でございますが、t o t o助成金のほうが確定しましたので、町からの補助金額が減額となるものでございます。

その下、10款1項3目林業施設災害復旧費でございます。1,500万を増額しまして、8,675万円とするものでございます。これは林道災害復旧事業で、昨年度の台風18号、21号の被災箇所に係るものでございます。

11ページをお開きください。歳入についてですが、この1款から次ページの10款まで、地方交付税までは、これは額の確定によるものですので御理解いただきたいと思ます。

13ページをお開きください。12款1項1目農林水産業費分担金でございます。これは21万円補正しまして、228万7,000円とするものでございます。これは耕作条件改善事業の2分の1分でございます。

その下の段の2項3目衛生費負担金でございます。これは18万6,000円を補正しまして、23万2,000円とするものでございます。これは未熟児養育事業の4分の1分でございます。

その下の段、4目農林水産業費負担金でございますが、これは162万5,000円を減額しまして、291万円とするものでございます。これは農業競争力強化基盤整備事業に係るものでございます。

一番下の段、14款1項1目民生費国庫負担金でございます。これは716万1,000円を補正しまして、3億7,046万3,000円とするものでございます。これは身体障がい費医療費給付事業に係るものでございます。

14ページですが、同じく14款2項2目民生費国庫補助金でございます。486万6,000円を減額しまして、1,736万7,000円とするものでございます。これは主に地域改善支援事業に係るものでございます。

その下の3目土木費国庫補助金でございますが、6,111万5,000円を減額しまして、7,195万2,000円とするものでございます。これは記載しておりますように、社会資本整備総合交付金とか、あるいは防災・安全交付金とかの変更によるものでございます。

一番下、15款1項1目民生費県負担金でございます。707万3,000円を補正しまして、1億6,511万円とするものでございます。これは右に記載してありますように、自立支援介護給付事業に伴うものとか、あるいは後期高齢者医療特別会計負担金の4分の3部分によるものでございます。

次、15ページをお開きください。真ん中の段、2項県補助金の4目の農林水産業費県補助金でございます。4,548万6,000円を減額しまして、9億838万8,000円とするものでございます。これは集落営農体制強化事業ほかに伴うものでございます。

16ページをお開きください。真ん中の18款繰入金の2項1、財政調整基金繰入金等でございます。これは収支ギャップの関係で補正するものでございます。

17ページをお開きください。21款町債の1項1目農林水産業費でございます。510万を減額しまして、1,040万円とするものでございます。先ほど申しました緑水園のポンプの関係でございます。

主なものは以上でして、次、28ページの給与費明細をごらんください。給与費明細の特別職分でございます。これは左の職員数が9人減額となっておりますが、これはすみれ、ひまわり保育園の非常勤職員に係るもの等でございます。

はぐっていただきまして、29ページ、一般職の給与費明細でございます。給料が67万8,000円減額、手当が138万1,000円減額としております。これは主に、育休者とか中途退職等によるものでございます。その下にいろんな分析をしております。退職1人と書いておりますのは、年度中途に職員が1人退職したためによるものでございます。

次、31ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。一番右に書いてありますように、29年度末現在高見込み額は一番下にありますように64億5,258万2,000円としておりまして、28年度末よりは約2.5億減少することになっております。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。私のほうからは、議案第4号、5号について説明をさせていただきます。

そうしますと、先に議案第4号をお開きください。

.....

議案第4号

平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ74,777千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,471,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月 1日

南部町長 陶山清孝

平成30年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

今回の補正は、国庫金などの確定による歳入の補正と、給付費などの見込みがおおむね確定したことによりまして歳出を補正するものでございます。

では、7ページをお開きください。歳出のほうから説明させていただきます。歳出ですけれども、2款保険給付費、1項療養諸費でございます。全体で5,018万8,000円を減額し、8億1,309万9,000円とするものでございます。主なものとしましては、一般被保険者療養給付費の減額によるものでございます。

続きまして、2款保険給付費、2項高額療養費でございます。1,401万8,000円を減額し、1億541万8,000円とするものでございます。こちらも一般被保険者高額療養費を主に減額しております。

続きまして、5款介護納付金、1項介護納付金でございます。267万8,000円を減額し、4,699万2,000円とするものでございます。

続いて、6款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金でございますが、合わせて4,518万2,000円を減額し、2億7,668万円とするものでございます。こちらは主に8ページになりますが、保険財政共同安定化事業拠出金が2,797万4,000円減額となっております。

1つ飛ばしまして、8款の諸支出金でございます。2項繰出金でございます。直営診療施設勘

定線出金でございますが、こちらは直営施設への繰出金が決まりましたので補正をするものでございまして、884万2,000円を増額し、884万3,000円とするものでございます。歳出は以上でございます。

続いて、歳入の説明をさせていただきますので、5ページをごらんください。歳入でございますが、まず、3款の国庫支出金、1項国庫負担金でございます。全体で2,891万7,000円の減額となり、2億66万8,000円とするものでございます。主に1目の療養給付費等負担金が減額となっております。

続いて、3款国庫支出金、2項国庫補助金、財政調整交付金でございます。884万3,000円の増額で、合わせて合計9,908万3,000円となっております。これは特別調整交付金が増額となったものでございます。

1つ飛ばしまして、6款になります。県支出金、2項県補助金でございます。財政調整交付金でございますが、4,646万7,000円の減額となっております。4,337万5,000円となりました。特別調整交付金が1,350万6,000円の減、普通調整交付金が3,296万1,000円の減となっております。

続いて、7款の共同事業交付金、1項共同事業交付金でございますが、ページめくっていただきまして合計額になりますが、1,288万6,000円を減額し、3億897万4,000円とするものでございます。こちらは主なものとしましては、前のページ、5ページの最後にありますが、高額医療費共同事業交付金の減額となっております。歳入は、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第5号のほうの説明をさせていただきたいと思っております。

.....

#### 議案第5号

##### 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,459千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月 1日

南部町長 陶山清孝

平成30年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

今回の補正は、保険料減額に係る基盤安定負担金の確定によりまして補正を行うものでございます。

4ページをお開きください。歳出のほうから説明させていただきます。2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金でございます。広域連合に負担するものでございます。445万9,000円を増額し、1億2,693万4,000円とするものでございます。

それに伴いまして歳入のほうなんですけれども、前のページをごらんください。3款の繰入金、1項繰入金でございます。一般会計繰入金を445万9,000円増額し、4,650万1,000円とするものでございます。こちらは一般会計に歳入となって入ってきます基盤安定の交付金を後期高齢者医療特別会計のほうに繰り出すために、こちらの後期高齢側では繰入金としております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（秦伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子勝利君） 建設課長です。議案第6号について御説明いたします。

.....

#### 議案第6号

##### 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,086千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261,168千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月 1日

南部町長 陶山清孝

平成30年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

-----

今回の補正は、資本費平準化債の算出計算の見直しにより借入額を増額しておりますが、その増額による利息費用において組み替え補正をするものと、職員の人件費を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目一般管理費です。908万6,000円を減額いたしまして、1,445万8,000円とするものでございます。

同じく2目維持管理費6万8,000円を減額いたしまして、7,349万5,000円とするものでございます。

2款1項2目利子です。6万8,000円を増額いたしまして、3,277万2,000円とするものでございます。

上のページ、3ページの下のほうで歳入になります。4款1項1目一般会計繰入金です。908万6,000円を減額いたしまして、1億1,908万円とするものでございます。

5ページ、6ページのほうには給与費明細書を記載しております。職員の異動に伴う減額ということになっております。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第7号について御説明いたします。

-----

#### 議案第7号

##### 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,682千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月 1日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成30年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

-----



今回の補正は、浄化槽整備の工事費を増額するものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出です。1款2項1目浄化槽建設費です。268万2,000円を増額いたしまして、1,522万4,000円とするものでございます。

上のページ、3ページ、歳入です。4款1項1目一般会計繰入金です。268万2,000円を増額いたしまして、3,616万6,000円とするものでございます。

以上でございます。御審議のほう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第8号について御説明いたします。

-----  
議案第8号

平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月 1日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成30年3月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

-----  
今回の補正は、資本費平準化債の算出計算の見直しにより借入額を増額しておりますが、その増額による利息費用について組み替え補正をするものと、職員の人件費を減額するものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出についてです。1款1項1目一般管理費です。25万円を減額いたしまして、1,320万2,000円とするものでございます。

同じく2目維持管理費3万7,000円を減額いたしまして、2,967万2,000円とするものでございます。

2款1項2目利子でございます。3万7,000円を増額いたしまして、2,256万5,000円とするものでございます。

上のページ、3ページです。歳入になります。3款1項1目一般会計繰入金です。25万円を減額いたしまして、7,492万9,000円とするものでございます。

5ページと6ページのほうには給与費の明細書を記載しておりますが、職員手当の減額によるものとなっております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。議案第9号、平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）でございます。

総則。第1条、平成29年度南部町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款病院事業収益、補正額5,635万5,000円、既決予定額と合わせまして合計24億9,998万6,000円であります。内訳でございますが、第1項医業収益を40万1,000円減額し、第2項医業外収益を5,675万6,000円増額するものでございます。

支出ですが、第1款病院事業費用、補正額4,686万8,000円、既決予定額と合わせまして合計24億9,049万9,000円とするものでございます。内訳は、第1項医業費用に同額を増額補正をいたします。

2ページをごらんください。資本的収入。第3条、予算第4条に定めた本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,868万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、第1款資本的収入5,131万4,000円を増額し、合計1億6,969万5,000円にするものでございます。内訳は、第1項補助金に378万円を増額し、第3項一般会計出資金を4,753万4,000円増額補正をいたします。

第4条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。1、取得する資産。建物。電話交換機・ナースコール設備、一式。2、処分する資産。建物。電話交換機・ナースコール設備、一式。処分の態様は、撤去ということでございます。

次に、4ページをお開きください。平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）実施計画でございます。これはごらんをいただきたいというふうに思います。

5ページにつきましては、平成29年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書で

ございます。平成29年度資金の期末残高は、4,109万円になる見込みでございます。

補正の明細につきましては、8ページの平成29年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）見積書をごらんください。収益的収入及び支出でございます。収入。1款病院事業収益、1項医業収益、3目その他医業収益を40万1,000円減額し、2項医業外収益、2目他会計補助金に5,675万6,000円の増額補正をするものでございます。これは平成29年度町補助金、国保調整交付金等の確定に伴う補正でございます。内訳は説明欄に記載のとおりです。

続きまして、支出でございますが、1款病院事業費用、1項医業費用の3目経費につきまして1,694万7,000円増額をいたしました。これは主に各種単価の値上がりに伴う増加と、経年による施設設備の修繕の増加によるものでございます。また、4目減価償却費を135万4,000円減額し、5目資産減耗費を3,127万5,000円増額補正をいたします。こちらは施設整備、医療機器整備更新等の処理に伴う補正でございます。

次に、9ページでございますが、資本的収入でございます。1款資本的収入、1項補助金に378万円を増額するものですが、これは平成29年度の国保調整交付金におきまして医療機器整備に係る額の確定に伴う補正でございます。また、3項一般会計出資金を4,753万4,000円増額するものです。内訳は説明欄に記載のとおりです。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時40分休憩

午後3時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

建設課長、田子君。田子建設課長。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第7号の御説明につきまして、文言の訂正をお願いいたします。議案書でいいますと1ページ目になります。南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の補正の第1条のところで「2,682千円を減額し、」という御説明を申し上げましたけども、「増額」でございますので、訂正をお願いいたします。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 訂正箇所、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

続いて行きます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、条例関係の議案につきまして御説明をさせていただきます。まず、議案第10号からでございます。議案第10号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて、常勤の特別職に係る期末手当の支給率を改定するものでございます。

具体的には、6月の支給率を現行100分の155から100分の157.5へ、12月の支給率を現行100分の170から100分の172.5へ改定するものでございます。

この条例の施行は、平成30年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第11号、南部町被災者住宅再建支援条例の一部改正について。

次のとおり南部町被災者住宅再建支援条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、県及び市町村が支援を行うことについて定めた鳥取県被災者住宅再建支援条例が一部改正され、支援の対象が拡充されたことに伴い、所要の整備を行うものでございます。

まず、題名につきまして、県条例の改正を踏まえ、本条例の題名を南部町被災者住宅再建等支援条例に改めることといたします。

また、主な改正点としましては、支援の対象となる事業に半壊世帯の居宅にかわる住宅の建設または購入、一部損壊世帯の居宅の補修、住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修を追加するとともに、小規模な損壊の居宅の補修の促進を図るため、被災者住宅修繕促進支援金を創設するものでございます。そのほか県条例の一部改正に伴い、用語の整備、自然災害の要件の追加等、所要の整備を行います。

この条例の施行は、平成30年4月1日からとし、県条例の一部改正の施行日である平成29年12月26日から適用することとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第12号、南部町賀野地域交流拠点施設条例の制定について。

次のとおり南部町賀野地域交流拠点施設条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは賀野地域に建設中の交流拠点施設の管理運営に関し、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

施設の名称は、南部町賀野地域交流拠点施設。位置は、南部町市山1087番地7でございます。

管理については、南部町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて、指定管理者にこれを行わせることができるものといたしました。

施設には、多目的会議室として大小のワークショップスペース、テナント利用としてカフェスペースと、4区画のチャレンジオフィススペースを設けておりまして、これらの利用料金についてそれぞれを規定しております。

この条例の施行は、平成30年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第13号、南部町太陽光発電基金条例の一部改正について。

次のとおり南部町太陽光発電基金条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは南部町大規模太陽光発電施設の売電収入を再生可能エネルギーの活用、普及の促進及び発電所の維持管理に必要な経費に充てることに加え、まちづくりのために必要な事業に充てることを追加するため、条例の一部改正を行うものでございます。

この条例の施行は、平成30年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第14号、南部町国民健康保険条例の一部改正について。

次のとおり南部町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

都道府県は、平成30年4月から市町村とともに国民健康保険を行うものとされ、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保、その他事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとされます。また、国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、県及び市町村それぞれに国民健康保険事業の運営に関する協議会を置くこととされます。この法改正に伴いまして、本条例について所要の整備を行うものでございます。

この条例の施行は、平成30年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第15号、南部町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

後期高齢者医療被保険者の住所地特例に関する適用が変更され、国民健康保険法の規定によって従前住所地市町村が行う国民健康保険の被保険者の適用を受けていた者が75歳に達した場合は、従前住所地の加入する後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となります。この法改正に伴い、本条例について所要の整備を行うものでございます。

この条例の施行は、平成30年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第16号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について。

次のとおり南部町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等に伴い、本条例について所要の整備を行うものでございます。

国民健康保険法の一部改正関係といたしまして、住所地特例に係る規定の文言が改正されましたので、これにあわせて本条例も改正を行います。また、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係として、住所地特例の適用について改正があり、新たな条文が加わりましたので、本条例で引用している箇所について改正を行います。さらに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正関係として、法改正により第5条において項ずれが生じており、本条例で引用している箇所について改正を行います。そのほか法律の題名改正等、所要の整備を行うものでございます。

以上と同様の改正趣旨として附則において、南部町福祉医療費助成条例及び南部町福祉事務所設置条例の一部改正を行おうとするものでございます。

この条例の施行は、平成30年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第17号、南部町体育施設条例の一部改正について。

次のとおり南部町体育施設条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第

1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは新たに整備した東西町のスポーツ広場を体育施設として規定すること及び条例の別表中の文言の整理等を行うため、改正するものでございます。

新たに設置する施設の名称は、南部町東西町スポーツ広場。位置は、南部町東町1097番地です。

この条例の施行は、平成30年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第18号、南部町上水道給水条例の一部改正について。

次のとおり南部町上水道給水条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは西伯地区、会見地区、西伯地区の旧簡易水道区域ごとに異なった金額として定められている水道新規加入金を統一するため、改正をするものでございます。

従来の水道加入金は合併以前の旧町規定が継承されていますが、これまで事業会計の統合や簡易水道と上水道の事業統合、一般用の水道料金の統一などを行ってきたところでございます。

そして、この2月に公共料金審議会において、水道加入金について近隣市町村と同程度の水準である西伯地区の加入金に統一することが適当であるという答申が出されました。これを受けて従来の異なった新規加入金の金額を統一しようとするものでございます。

この条例の施行は、平成30年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

---

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。本日の会議は、会議規則第25条第2項の規定により、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

また、明日2日の会議に議事を継続いたします。定刻9時より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。本日は御苦労さんでした。

午後3時55分延会

---